

遺言書をつくりませんか？



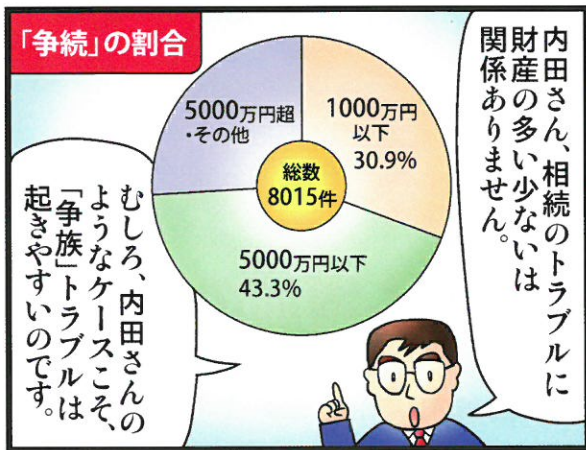
なんでも屋のなんちゃんニュース Vol.07

難波先生、相続税が増税になりましたね。私は先生に対策してもらっているのので安心ですが。

こちら、相続の相談がある私の友人です。

先生こんにちは。相談というより確認なんですけど...

内田さん



父が亡くなったとして、相続人は母、子2人で、相続税がかからないなら、特に相続対策はいりませんよね？

ウチはあまり財産がなくて、家と少しのしか預金くらいしかありません。

父 母 姉 内田さん 妻 子 子

見落としがちなのが「**遺産分割対策**」です。

相続発生後の遺産分割がうまくいかないと、財産を残す側の対策がムダになる可能性があります。

何より、親族が争う姿は見たくありませんよね。

1. 遺産分割対策
親族間でモメないように

2. 相続税対策
節税！

3. 納税資金対策
「不動産を物納」なんて事にならないように

物納対象物件

相続対策は、3つの局面で考える必要があります。

【注意】申告期限内に申告しないと適用できない制度もあります。

是非難波先生にお願いしよう！

遺言書を作成して、あなたの意志を正確に伝えましょう！

円満な遺産分割は遺言書の作成から！財産の多い少ないは関係ありません。

難波事務所は「争族撲滅キャンペーン」を始めました。

遺言書あり 円満な遺産分割

遺言書なし 争族

残す側の意志を尊重しつつ、相続税対策も視野に入れた遺言書の作成を承っております。

特に不動産の分割は注意！ぜひ、ご相談ください！

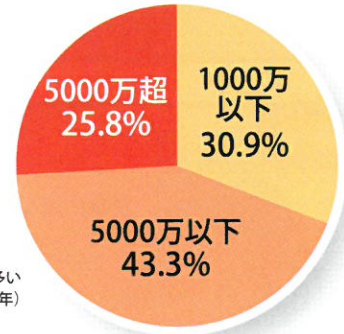
遺言書作成!



1 「争族」になるのは、資産家だけではありません。

遺産分割をめぐる「争族」案件の約3/4は、
遺産5,000万円以下の相続で発生。

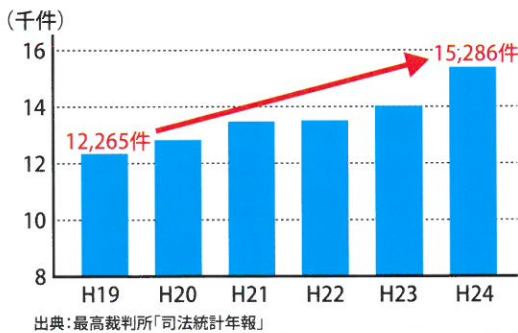
「争続」の割合



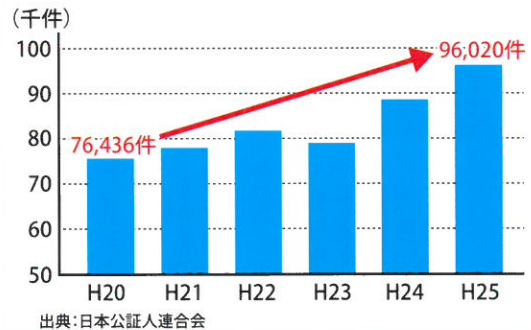
相続トラブルは、「1000万円超5000万円以下」が最も多い
(出典:『司法統計年報』2010年)

2 争族案件、公証役場での遺言書作成も増加の傾向。

■遺産分割事件新受件数の推移



■公正証書遺言作成件数の推移



27年の改正により、相続税申告が必要な方は増加すると見込まれますが、ここ数年、相続に関する調停の案件は増加傾向。それと呼応するように、公証役場での公正証書遺言の作成件数も増加しています。

難波事務所におまかせください。

「争族」のない円滑・円満な相続のために、法的根拠のある公正証書遺言の作成をお勧めいたします。

1 法的に有効な遺言書であること。

2 相続人の遺留分に配慮した内容であること。

公正証書遺言作成の際には、手続・内容の両方に関して、行政書士事務所として全面的にバックアップ! 公正証書作成の立会いには、行政書士・難波孝朗と当事務所のスタッフが証人となります。守秘義務により、秘密保持の点でもご安心ください。

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

お気軽にご相談ください! TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818 t-namba@sirius.ocn.ne.jp http://namba-one.com/